

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可申請の概要 (山城北保健所) 685		○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課) 689
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (中丹東保健所) 688		○道路の区域変更 (山城北土木事務所) 690
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (山城北保健所) 689		○道路の供用開始 ()
○京都府地球温暖化対策指針の一部改正 (地球温暖化対策課) *		公 告
		○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、山城南土木事務所) *
		公 安 委 員 会
		○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 691

告 示

京都府告示第398号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第3項において準用する法第5条第4項の規定により、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成29年7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

1 申請の概要

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 大蔵製薬株式会社
住 所 京都市南区東九条柳下町66番地
代表者 代表取締役社長 梅本 隆司
- 工場の名称及び所在地
名 称 大蔵製薬株式会社宇治工場
所在地 宇治市榎島町十六47番地
- 特定施設に関する事項
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号の2に掲げる科学技術に関する研究の用に供する洗浄施設1基
- 変更しようとする事項の変更前及び変更後の内容
ア 特定施設に関する事項
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1

日当たりの通常の量及び最大の量

別表1のとおり

イ 汚水等の処理施設に関する事項

(ア) 種類、構造及び能力、汚水等の処理の方法、使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用の季節的変動

別表2のとおり

(イ) 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表3のとおり

ウ 排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表4のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

平成29年7月18日から平成29年8月8日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項目		汚水等の汚染状態の値								汚水等の量
		pH	BOD	COD	浮遊物質質量	窒素	りん	油分	ほう素	
変更前	通常	6.4~7.7	mg/l 1	mg/l 1	mg/l 1.6	mg/l 0.3	mg/l 0.2	mg/l 0.1	mg/l 0.0025未満	m ³ /日 0.1
	最大	5.8~8.6	1.3	1.3	2.1	1.5	0.2	0.3	0.0025未満	0.3
変更後	通常	5.8~8.6	10	10	16	3	2	1	変更なし	
	最大	5.0~9.5	13	13	21	15	2	3		

別表2

種類	項目	区分	
		変更前	変更後
凝集沈殿+膜分離活性汚泥処理施設	能力	処理施設なし	1.1m ³ /時
	構造		FRP製
	処理の方法		中和、凝集沈殿、膜分離活性汚泥方式
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時から22時までの14時間
	使用の季節的変動		なし

別表3

区 分			項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
			pH	BOD	COD	浮 遊 物質量	窒 素	りん 磷	油 分	ほう素		
汚 水 処 理 施 設	変 更 前	通	処理前	処理施設なし							m ³ /日	
		常	処理後								0.3	
		最	処理前								0.8	
		大	処理後								0.8	
	変 更 後	通	処理前	5.5~9.0	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	15.3
		常	処理後	5.8~8.6	3	3	1	0.1	0.1	1以下	0.0025未満	15.3
		最	処理前	5.5~9.0	4,000	5,200	230	28	0.9	1以下	0.0025未満	15.8
		大	処理後	5.8~8.6	10	15	22	0.1	0.1	1以下	0.0025未満	15.8

別表4

区 分		項 目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値									排 出 水 の 量									
			p H	BOD	COD	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	油 分	大腸菌 群 数	ほう素										
変更前	No.1排水口	通 常	6.4~7.7	mg/ℓ 1.7	mg/ℓ 1.7	mg/ℓ 2.7	mg/ℓ 0.5	mg/ℓ 0.3	mg/ℓ 0.2	mg/ℓ -	mg/ℓ 0.0025未満	m ³ /日 0.3									
		最 大	5.8~8.6	2.1	2.1	3.6	2.5	0.3	0.6	-	0.0025未満	0.8									
	No.2排水口	通 常	6.5	1.6以下	1.8	0.7	0.3	0.02以下	1以下	-	-	0									
		最 大	5.8~8.6	2.0以下	3以下	4.4以下	0.6以下	0.04以下	1以下	-	-	0.2									
	No.5排水口	通 常	6.5	3以下	3.3	1.3	1.0	0.1以下	1以下	10	-	217.7									
		最 大	5.8~8.6	10以下	15以下	22以下	10以下	3以下	1以下	40	-	217.7									
No.3、4、6排水口		雨 水 専 用																			
変更後	No.1排水口		廃 止																		
	No.2排水口		変 更 な し																		
	No.5排水口	通 常																		0.0025未満	218.0
		最 大																		0.0025未満	218.5
No.3、4、6排水口																					



京都府告示第399号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成29年7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
綾部市青野町東馬場下22番1の一部及び23番1の一部 綾部市青野町西馬場下32番1の一部、33番1の一部、34番1の一部、35番1の一部、36番の一部、37番の一部、38番1の一部、39番1の一部、40番1の一部及び43番の一部	テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物



京都府告示第400号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成29年 7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
平成27年京都府告示第520号	京田辺市大住濱1番3の一部及び4番3の一部(次の図に示す部分に限る。)	六価クロム化合物	土壤汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第401号

京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第11条第1項の規定による京都府地球温暖化対策指針の一部を改正したので、同条第2項の規定により公表する。

なお、改正後の京都府地球温暖化対策指針について

は、京都府環境部地球温暖化対策課、京都府保健所及び京都府土木事務所において閲覧に供する。

平成29年 7月18日

京都府知事 山 田 啓 二



京都府告示第402号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第4項の規定により次のとおり認可した。

平成29年 7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
平成29年度	第29号	小幡 恵津男	京丹後市周枳931	京丹後市大宮町奥大野中野2127の1ほか4筆
		株式会社自然 耕房あおき	〃 大宮町奥大野676の 1	〃 〃 〃 天徳2102ほか28筆
		合資会社京丹 後小町農産	〃 〃 明田937	〃 〃 〃 中野2131ほか2筆
		農事組合法人 楽農くらがき	〃 〃 奥大野580の 1	〃 〃 〃 天徳2065ほか26筆

	堀口 博	京丹後市大宮町上常吉772	京丹後市大宮町奥大野天徳2085ほか5筆
	堀口 裕二郎	〃	〃 〃 〃 中野2124

2 認可した日
平成29年7月10日



京都府告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年7月18日から平成29年8月1日まで縦覧に供する。

平成29年7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都宇治線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市五ヶ庄芝ノ東39から 宇治市五ヶ庄芝ノ東23まで	前	最小 9.5 ^m 最大 9.8	37.0 ^m
	後	最小 16.0 最大 16.0	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年7月18日から平成29年8月1日まで縦覧に供する。

平成29年7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都宇治線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市五ヶ庄芝ノ東39から 宇治市五ヶ庄芝ノ東39まで	平成29年7月18日

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年7月18日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町市田新珠城168の1
（関連区域）
久世郡久御山町市田新珠城411の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
長岡京市奥海印寺谷田44の7
株式会社中野
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市城山台13丁目18の10から18の15まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
奈良市藤ノ木台4丁目6の20
株式会社日本中央住販

公 安 委 員 会

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

京都府公安委員会
委員長 石 川 良 一

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車と同項の重被けん引車をけん引しているもの）	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	平成29年8月21日（月）	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能		平成29年8月22日（火）、平成29年8月23日（水）、平成29年8月24日（木）及び平成29年8月25日（金）	
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

平成29年7月24日（月）から平成29年8月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚

ウ 運転免許証（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を京都府収入証紙により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課において配布する。

(2) 審査当日、運転免許証、筆記用具及び印鑑を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181（代表）内線452）に行うこと。